

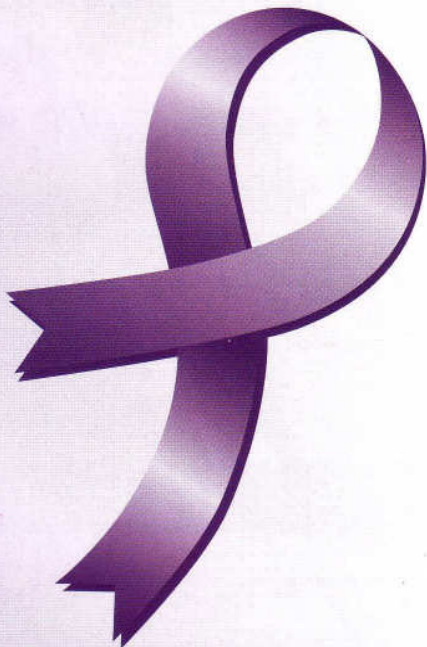


オレンジ&パープルリボン キャンペーン

ストップ! 子どもへの虐待 女性への暴力

子どもの虐待からDVが明らかになることや、DVから子どもの虐待が明らかになることも多く、児童虐待防止法においても、子どもの目の前でのDV行為も児童虐待と定義しています。本市においても双方ともに相談対応件数は依然として増加傾向にあり、深刻な社会問題となっています。

「児童虐待防止」と「女性に対する暴力をなくす運動」は、ともに啓発強化期間が11月（「児童虐待防止」：毎年11月1日～11月30日・「女性に対する暴力をなくす運動」：毎年11月12日～11月25日（女性に対する暴力撤廃国際日までの2週間））となっています。堺市においては、「子どもに対する虐待・女性に対する暴力を許さない社会」をめざして、共同で啓発事業を実施します。



Purple Ribbon



Orange Ribbon

パープルリボンについて

「パープルリボン運動」は、世界を子どもや女性に対する暴力被害者にとって、より安全なものとするを目的として、1994年、アメリカ・ニューハンブシャー州の小さな町で、近親姦やレイプの被害者によって始められたといわれています。

女性に対する暴力を許さない社会づくりに取り組んでいる世界各地の個人や団体が、暴力の下に身を置いている人々に勇気を与えようとの願いから、「パープル」をシンボルカラーとして布リボンやバッジなどにより「パープルリボン」を広めており、現在では40カ国以上に広がっています。

オレンジリボンについて

「オレンジリボン運動」は、栃木県小山市で3歳と4歳の二人兄弟が父親の友人から再三にわたって暴行を受け、橋の上から川に投げ込まれて幼い命を奪われるという痛ましい事件をきっかけに、2005年、同市の市民団体より始まりました。

このオレンジリボンには、「子どもたちへの虐待をなくしたい」という強い気持ちが込められており、現在、全国の市民団体・自治体・企業・個人へと、オレンジリボンの輪が広がっています。